

食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響 評価について

令和 7 年 1 2 月
消費者庁食品衛生基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。今般、以下の農薬の残留基準の設定に当たって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、食品衛生基準審議会において、農薬としての食品中の残留基準を設定等することとしている（既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられる農薬（※ 1 及び※ 2）を除く。）。

1. アシノナピル
2. イプトリアゾピリド
3. キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル※¹
4. ピフルブミド※¹
5. ピロキロン
6. フェンメディファム※²
7. メタラキシル及びメフェノキサム
8. メトラクロール

※ 1 既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施したもの。

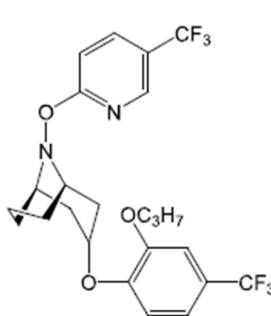
※ 2 農林水産大臣からの再評価に係る要請に基づき食品健康影響評価が通知されたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施したもの。

アシノナピル

1. 今回の諮問の経緯

- 令和7年6月25日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	アシノナピル (Acynonapyr)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	環状アミン骨格を有する殺ダニ剤である。抑制性グルタミン酸受容体に作用して殺ダニ活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: かんきつ、りんご等 今回、はすいも(葉柄)、茶等への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg 体重/日 (2024) ARfD = 設定の必要なし(2024)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成29年 9月27日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 4月17日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 令和 4年 1月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 4年 3月 9日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.04 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 設定の必要なし</div>	

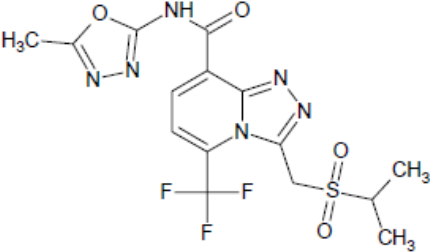
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イプトリアゾピリド

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年9月12日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う畜産物を含む基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	イプトリアゾピリド (Iptriazopyride)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	アゾールカルボキサミド系の除草剤でアセチルCoAカルボキシラーゼ (ACCase) 阻害剤やアセト乳酸合成酵素(ALS)阻害剤に抵抗性を示すヒエなどのイネ科雑草に効果を示す。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。 今回、移植水稲及び直播水稲への新規登録申請 使用方法: 湛水散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

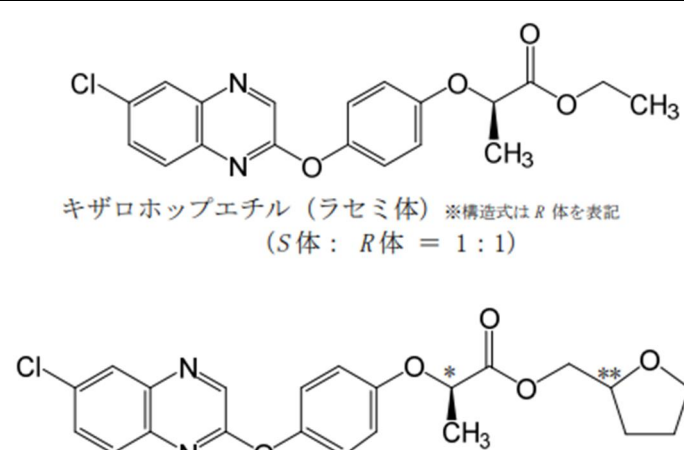
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

キザロホップエチル及びキザロホップ P テフリル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和5年12月22日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和7年6月25日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和7年9月17日、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会（以下「農薬・動物用医薬品部会」という。）で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	キザロホップエチル (Quizalofop-ethyl) 及びキザロホップ P テフリル (Quizalofop-P-tefuryl)	
構造式	 <p>キザロホップエチル (ラセミ体) ※構造式は R 体を表記 (S体: R体 = 1:1)</p> <p>キザロホップPテフリル (くさび形で表記した不斉炭素 (*) の立体配置はR、フルフリル基中の不斉炭素 (**) の立体配置はラセミ (R: S=1:1))</p>	
用途	除草剤	
作用機構	フェノキシプロピオン酸系の茎葉処理型選択性除草剤である。茎葉処理によって葉面より速やかに吸収された後、特に脂質合成阻害により分裂組織の壊死や生長抑制などを引き起こすことで、枯死させることにより除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている(キザロホップエチルとして)。</p> <p>適用作物: だいず、ばれいしょ等</p> <p>今回、茶、なたねへの適用拡大申請</p> <p>使用方法: 雑草茎葉散布等</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	<p>米国: 大麦、小麦等</p> <p>カナダ: きゅうり、豆類等</p>

	EU:にんじん、トマト等 豪州:大麦、乳等 ニュージーランド:豆類、トマト等
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成19年 3月 5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 8月 6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年10月22日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成22年12月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年11月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 4月 8日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】令和 4年10月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 5年 3月29日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.009 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.3 mg/kg 体重 (キザロホップエチル及びキザロホップ P テフリルのグループとして)</p>

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)の ADI に対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	8.4	7.6
幼小児(1~6歳)	17.4	15.5
妊婦	8.5	7.7
高齢者(65歳以上)	9.0	8.4

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)の ARfD に対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 30	0 ~ 30
幼小児(1~6歳)	0 ~ 4	0 ~ 4

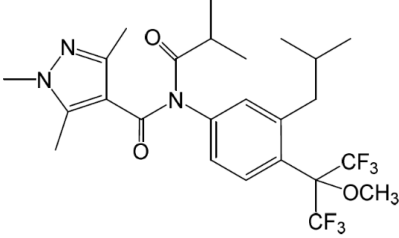
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定された ADI 及び ARfD を超えないことを確認した。

ピフルブミド

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和6年9月2日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和7年9月17日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピフルブミド(Pyflubumide)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	カルボキサニリド系の殺ダニ剤である。ミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱ(コハク酸脱水素酵素複合体)を阻害することにより殺ダニ効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: かんきつ、かき等 今回、パッションフルーツ及び食用花への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.007 mg/kg 体重/日 (2019) ARfD = 0.008 mg/kg 体重 (2019)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 茶 カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成25年 6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 1月20日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成29年 3月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年10月17日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成30年 8月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年10月 2日 食品健康影響評価結果 受理	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.0073 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.09 mg/kg 体重</div>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	34.7	15.9
幼小児(1~6歳)	62.3	38.4
妊婦	23.1	13.8
高齢者(65歳以上)	43.0	20.4

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 50	0 ~ 40
幼小児(1~6歳)	0 ~ 70	7 ~ 70

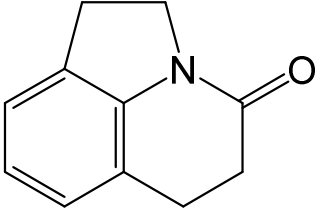
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

ピロキロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年11月27日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡と関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピロキロン(Pyroquilon)
構造式	
用途	殺菌剤
作用機構	キノリン系の浸透移行性殺菌剤である。メラニン合成を阻害することにより病原菌の植物体への侵入を阻害し、防除効果を示すと考えられている。
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲 使用方法: 散布等
国際機関、海外での状況	JMPR 毒性評価なし 国際基準 基準なし 諸外国 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成19年11月27日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 6月 9日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.019 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.2 mg/kg 体重

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェンメディファム

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年7月24日に通知された、農林水産省からの「農薬取締法に基づく再評価」に伴う結果の連絡を受理。
- ・令和7年9月17日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンメディファム (Phenmedipham)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	カルバメート系の除草剤である。植物体内に吸収され、光合成による同化作用及びヒル反応を阻害することにより殺草効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: てんさい 使用方法: 雑草茎葉散布及び全面散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: てんさい、ほうれんそう等 カナダ: てんさい、ほうれんそう等 EU: てんさい、いちご等 豪州: ビートの根、いちご等 ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成25年 8月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 3月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 3月24日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 令和 5年 3月22日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 6年 7月31日 食品健康影響評価結果 受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.046 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 設定の必要なし</div>

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前※
国民全体(1歳以上)	0.0	
幼小児(1~6歳)	0.0	
妊婦	0.0	
高齢者(65歳以上)	0.0	

※ 基準値変更前の農薬・動物用医薬品部会では、EDI試算ではなく、基準値案を基にしたTMDI(理論最大一日摂取量)による暴露評価を実施。

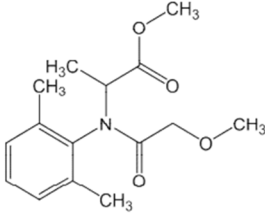
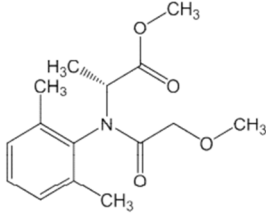
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADIを超えないことを確認した。なお、ARfDは設定の必要なしとされている。

メタラキシル及びメフェノキサム

1. 今回の諮問の経緯

- 令和7年5月30日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。
- 令和7年6月30日に通知された、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請」に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	メタラキシル (Metalaxyl) 及びメフェノキサム (Mefenoxam)	
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>メタラキシル (R体:S体=1:1)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>メフェノキサム (R体)</p> </div> </div>	
用途	殺菌剤	
作用機構	フェニルアミド系殺菌剤であり、菌糸伸長及び孢子形成を阻害することで、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: みかん、ばれいしょ等 今回、さといもへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.08 mg/kg 体重/日 (2021) ARfD = 0.5 mg/kg 体重 (2021)
	国際基準	アボカド、キャベツ等
国際機関、海外での状況	諸外国	米国: りんご、アスパラガス等 カナダ: 小麦、りんご等 EU: たまねぎ、ぶどう等 豪州: ぶどう、パイナップル等 ニュージーランド: アスパラガス、ベリー類等 インポートトレランス申請: たまねぎ及びラズベリー (米国)
	食品安全委員会での評価等	【1】 平成15年 7月 1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 5月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 3月 5日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成22年 9月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼

	<p>平成23年 7月 7日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】 平成25年11月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 1月20日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】 平成29年 3月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年10月17日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.08 mg/kg 体重/日</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 0.5 mg/kg 体重</p>
--	--

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メトラクロール

1. 今回の諮問の経緯

・令和7年 11 月 27 日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡と関係資料を受理。

※ メトラクロールは2種の光学異性体(S 体及び R 体)が存在するラセミ体であるが、国内における農薬登録は S 体の比率を 80%以上に高めた「S-メトラクロール」のみであり、農林水産省は「S-メトラクロール」として再評価を行う。

2. 評価依頼物質の概要

名称	メトラクロール (Metolachlor)	
構造式	<p style="text-align: center;">S 体 R 体</p>	
用途	除草剤	
作用機構	酸アミド系の除草剤である。超長鎖脂肪酸の合成阻害作用により、植物の生長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって、植物を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている(S-メトラクロールとして)。 適用作物:とうもろこし、かんしょ等 使用方法:全面土壌散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国:豆類、ばれいしょ等 EU:かんきつ類、核果類等 豪州:ばれいしょ、トマト等 ニュージーランド:アスパラガス、かぼちゃ等 カナダ:基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成15年 7月 1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年 6月17日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 7月30日 食品健康影響評価結果 受理	
	ADI = 0.097 mg/kg 体重/日	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の品目に関する追加データリスト

【アシノナピル】

- ・作物残留試験
- ・植物代謝試験

【キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル】

- ・暴露評価結果
- ・作物残留試験

【ピフルブミド】

- ・暴露評価結果
- ・作物残留試験

【ピロキロン】

- ・再評価に係る資料

【フェンメディファム】

- ・暴露評価結果

【メタラキシル及びメフェノキサム】

●メタラキシル

- ・ハーシュバーガー試験(ラット)
- ・子宮肥大試験(ラット)
- ・*In vitro* エストロゲン受容体結合試験
- ・*In vitro* エストロゲン転写活性化試験
- ・*In vitro* ステロイド産生試験
- ・*In vitro* アンドロゲン受容体結合試験
- ・*In vitro* アロマターゼ活性阻害試験
- ・性成熟期試験(ラット)
- ・作物残留試験

●メフェノキサム

- ・作物残留試験
- ・植物代謝試験
- ・*In vitro* 代謝比較試験
- ・小核試験(マウス)

- ・[原体混在物]小核試験(マウス)
- ・[代謝物]小核試験(マウス)
- ・[代謝物]マウスリンフォーマ TK 試験(マウス)
- ・[代謝物] *In vitro* 染色体異常試験(ヒト)

【メトラクロール】

- ・再評価に係る資料